

第 124 号議案

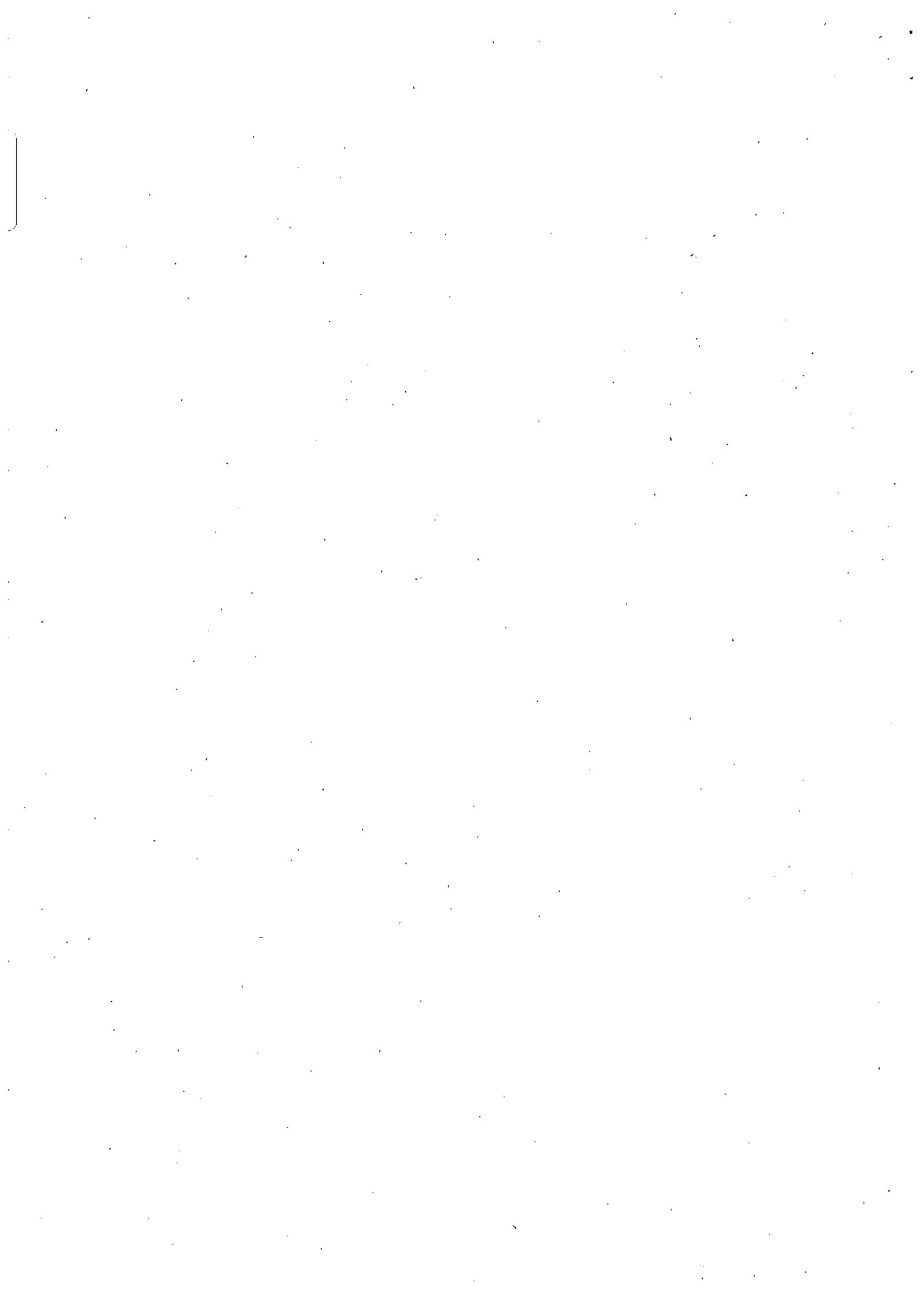
長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

ページ

1	条例改正案の概要	1
2	江口文庫基金について	1
3	新旧対照表	2

教 育 委 員 会

平成 29 年 11 月



## 1 条例改正の概要

### (1) 目的

平成 30 年 4 月に深堀地区公民館がふれあいセンターとなることから、基金の目的に則り、図書の実を図るため、長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例第 6 条の規定に基づき江口文庫基金の全部を取り崩し、図書購入費の財源に充当するもの。

【参考】 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従って処分することができる。

### (2) 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

## 2 江口文庫基金について

### (1) 経緯

昭和 40 年 江口功一郎氏より 260 万円の寄附  
⇒うち 160 万円分図書を購入  
※寄附の目的：深堀地区の発展のため



残金 100 万円を原資に「江口文庫基金」を設置

以後、運用益を図書購入費に充当する「果実型運用」で、現在に至る。

### (2) 基金の目的

長崎市立深堀小学校、長崎市立深堀中学校及び長崎市深堀地区公民館の図書購入費の財源に充当する。

3 新旧対照表

現行		改正後（案）	
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。		第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	
名称	目的	名称	目的
財政調整基金	地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4各号に掲げる財源に充当する。	財政調整基金	地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4各号に掲げる財源に充当する。
防災体制整備基金	市民の防災意識の高揚及び防災機器等の整備充実を図るための経費の財源に充当する。	防災体制整備基金	市民の防災意識の高揚及び防災機器等の整備充実を図るための経費の財源に充当する。
減債基金	市債の償還の財源に充当する。	減債基金	市債の償還の財源に充当する。
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業に要する費用の財源に充当する。	国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業に要する費用の財源に充当する。
松藤文庫基金	松藤文庫の図書購入費及び松藤文庫整備費補助金の財源に充当する。	松藤文庫基金	松藤文庫の図書購入費及び松藤文庫整備費補助金の財源に充当する。
江口文庫基金	長崎市立深堀小学校、長崎市立深堀中学校及び長崎市深堀地区公民館の図書購入費の財源に充当する。	(削除)	(削除)
西岡児童文庫基金	児童文庫の図書購入費の財源に充当する。	西岡児童文庫基金	児童文庫の図書購入費の財源に充当する。
中川文庫基金	中川文庫の図書購入費の財源に充当する。	中川文庫基金	中川文庫の図書購入費の財源に充当する。
吉村文庫基金	吉村文庫の図書購入費の財源に充当する。	吉村文庫基金	吉村文庫の図書購入費の財源に充当する。
関文庫基金	関文庫の図書購入費の財源に充当する。	関文庫基金	関文庫の図書購入費の財源に充当する。
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)